

## 別表

法が適用される前払式支払手段	
<p>【法第3条第1項第1号】</p> <p>金額が記載され又は電磁的に記録されている証票等(金額を度その他の単位に換算し表示しているものを含む) (参考例)</p> <p>商品券・ギフト券 おもちや券 お米券 遊戯カード テレホンカード ギフトカード ネット上で使用できるプリカ</p>	<p>【法第3条第1項第2号】</p> <p>物品又は役務の数量が記載され又は電磁的に記録されている証票等 (参考例)</p> <p>ビール券 清酒券 清涼飲料ボトル券 カタログギフト券</p>
適用除外のもの	
<p>【法第4条第1号・政令第4条第1項】</p> <p>① 乗車券、乗船券、航空券 ② 施設又は場所に係る入場券(併せて発行される施設利用券) ・映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等 ・競馬場、競輪場、小型自動車競走場、モーターボート競走場、美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場等 ③ 特定の施設又は場所の利用者が通常使用できる食券等 ④ ①～③と同等の機能を有する番号、記号その他の符号</p> <p>【法第4条第3号】…国又は地方公共団体が発行する証票等(市町村が発行する商品券等) 【法第4条第4号・政令第4条第3項】…特別の法律に基づき設立された法人等が発行する証票等(日本中央競馬会、日本放送協会、地方道路公社等が発行する証票等) 【法第4条第5号・政令第4条第4項】…従業員向け、健康保険組合員向け等の証票等 【法第4条第6号・政令第4条第5項】…割賦販売法又は旅行業法の規定に基づき前受金の保全措置が既にとられている取引に係る証票等(友の会買物券、旅行クーポン券等) 【法第4条第7号】…利用者のために商行為となる取引のみに使用される証票等</p>	
<p>【法第4条第2号・政令第4条第2項】…使用期間が発行の日から6月内の証票等</p>	
該当しないもの	
<p>【ガイドラインI-1-1】</p> <p>① 日銀券、収入印紙、郵便切手、証紙等法律によってそれ自体が価値物としての効力を与えられているもの ② 「ゴルフ会員権証」、「テニス会員権証」等各種会員権(証拠証券としての性格を有するものに限る。) ③ トレーディング・スタンプ等商行為として購入する者への販売であり、当該業者が消費者への転売を予定していないもの ④ 磁気カード又はICカード等を利用したPOS型カード ⑤ 本人であることを確認する手段等で、証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値と結びつきがないもの ⑥ 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、証票等に記載若しくは記録され又はサーバに記録された財産的価値が証票等又は番号、記号その他の符号の使用に応じて減少するものでないもの</p>	